

〔平 25.11. 8〕
マ D 1 - 3

税制調査会（マインバ[〃] - ・ 税務執行 D G ①）
〔 国 税 庁 説 明 資 料 〕

平成 25 年 11 月 8 日（金）

国 税 庁

(1) 番号の指定・通知

◆ 個人番号

市町村長が、個人に住民票コードを変換して得られる個人番号を指定して通知。

(※) 番号法の規定によるものを除き、個人番号の利用、個人番号を含む個人情報の収集・保管、提供等を禁止。

◆ 法人番号

国税庁長官が、法人等に会社法人等番号を基礎とした法人番号を指定して通知。

法人等の基本情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号）の検索、閲覧可能なサービスをホームページ等で提供（ただし、人格のない社団の場合は予め同意のある場合に限る）。

(2) 利用範囲

個人番号は、社会保障、税、災害対策等の各分野の事務で利用可能。

法人番号は、広く一般に公開され、官民間問わず様々な用途で利用可能。

(3) 導入スケジュール

平成27年秋頃、個人番号・法人番号を通知し、平成28年1月以降利用開始予定。

(※) 番号法の施行日は、番号法附則において、政令で定める日から施行と規定。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抄）

※未施行条文

○ 国税通則法

（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）

第二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）、住所又は居所及び番号（番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所）を記載しなければならない。（略）

2～3（略）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(抄)

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条

一～五（略）

六 番号制度については、税務における一層の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、番号法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の公布後、納税者の利便の向上、番号法第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番号の告知、本人確認の実効性の確保並びに調書の拡充による必要な情報の収集等に関する各種の施策について、納税者及び事業者の事務負担等にも配慮しつつ、引き続き検討すること。

（以下略）

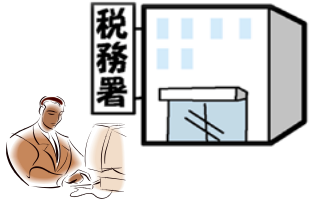
社会保障・税番号制度の導入後のイメージ(検討事項)

④

国税当局

番号を用いた法定調書の名寄せや申告書との突合の一層の正確かつ効率化

法定調書拡充による所得把握の向上



【住基ネットを用いた本人確認情報の照会】

住基ネットを用いた本人確認情報の照会の効率化

【番号付の申告書情報等を提供】

地方等



地方税当局においても番号付の申告書情報を活用することにより効率化

行政当局間の情報連携での番号利用による効率化

【番号付の給与・年金の法定調書情報を提供】

【確定申告を行う際に参考となる情報等をマイ・ポータルへ提供】

①

マイ・ポータル

②

【番号付の確定申告書の提出】

【番号付の法定調書の提出】

インターネットで公表される法人番号の様々な用途での利用による利便の向上

【法人番号の通知・公表】

確定申告等におけるマイ・ポータルの利用による利便の向上

【自宅のパソコン等からマイ・ポータルへアクセス】

確定申告における添付書類省略による利便の向上

【個人番号の通知】

③

【給与・年金の法定調書の電子的提出先を地方税ポータルサイトへ一元化】

電子的提出先を地方税ポータルサイトに一元化することによる利便の向上

【番号の告知】

法定調書提出対象取引

【金銭等の支払】



法定調書提出義務者



法人



個人

納税者

納税者利便の向上に係るもの

行政事務の効率化に係るもの

実施するためには税制改正が必要なもの

番号法、相手省庁の法令改正が必要なもの

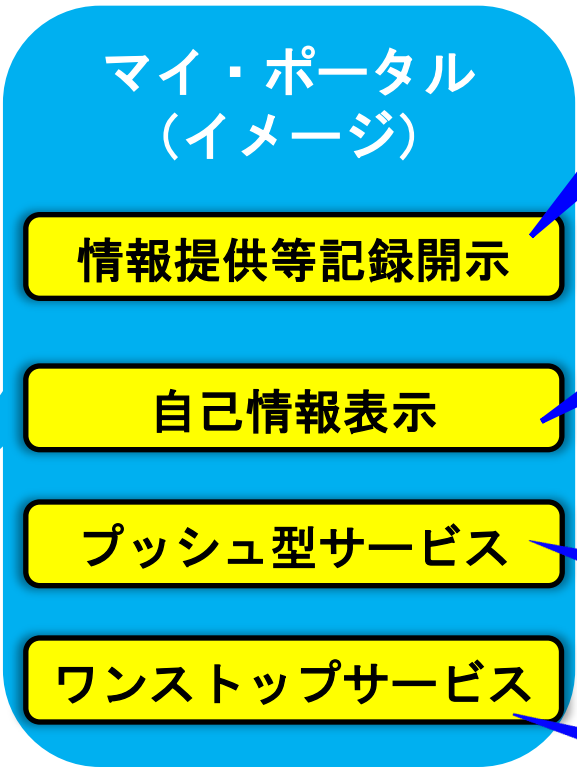
マイ・ポータルの利用による利便の向上

政府は、法律施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システムを設置する。(附則第6条第5項)

国税分野で掲載しうる情報

過去の税務申告や納付履歴に関する情報など、確定申告を行う際に参考となる情報

確定申告のお知らせ情報



自分の特定個人情報をいつ誰が、なぜ提供したのかを確認する機能 (附則第6条第5項)

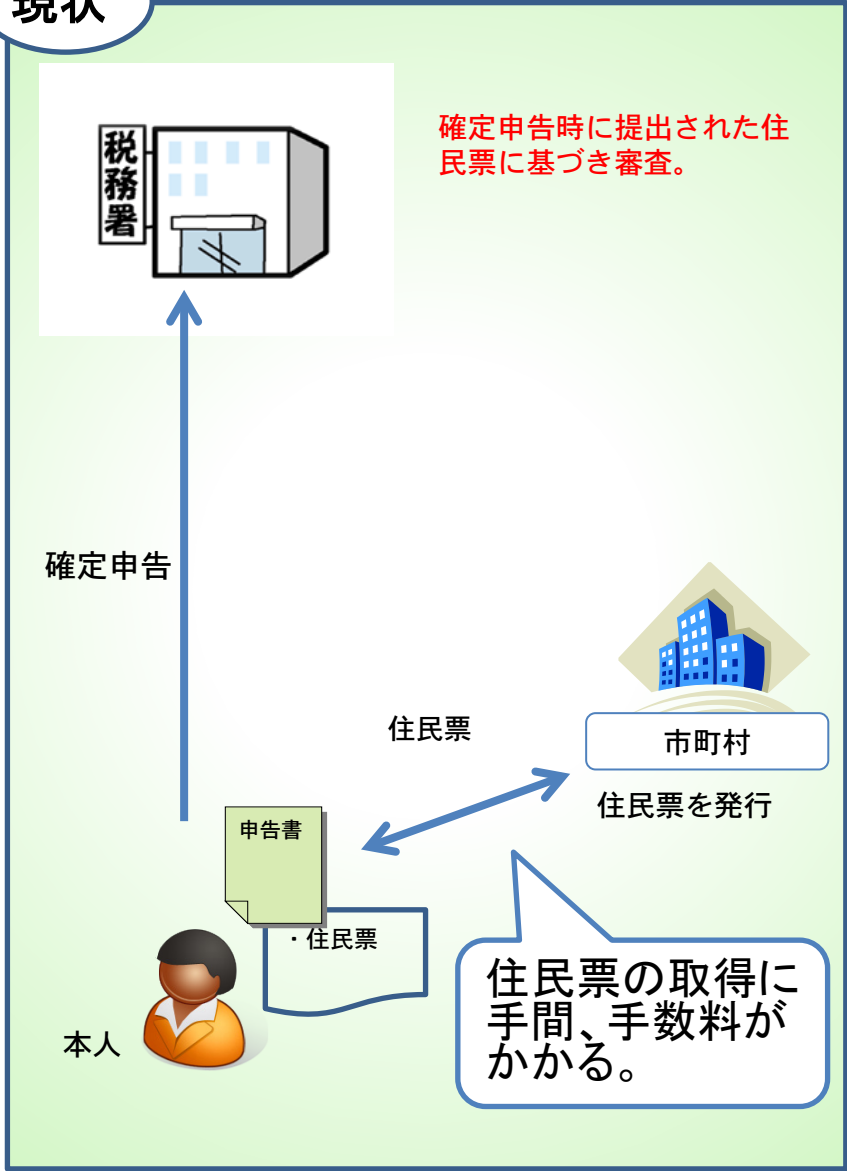
行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能 (附則第6条第6項第1号)

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能 (附則第6条第6項第2号)

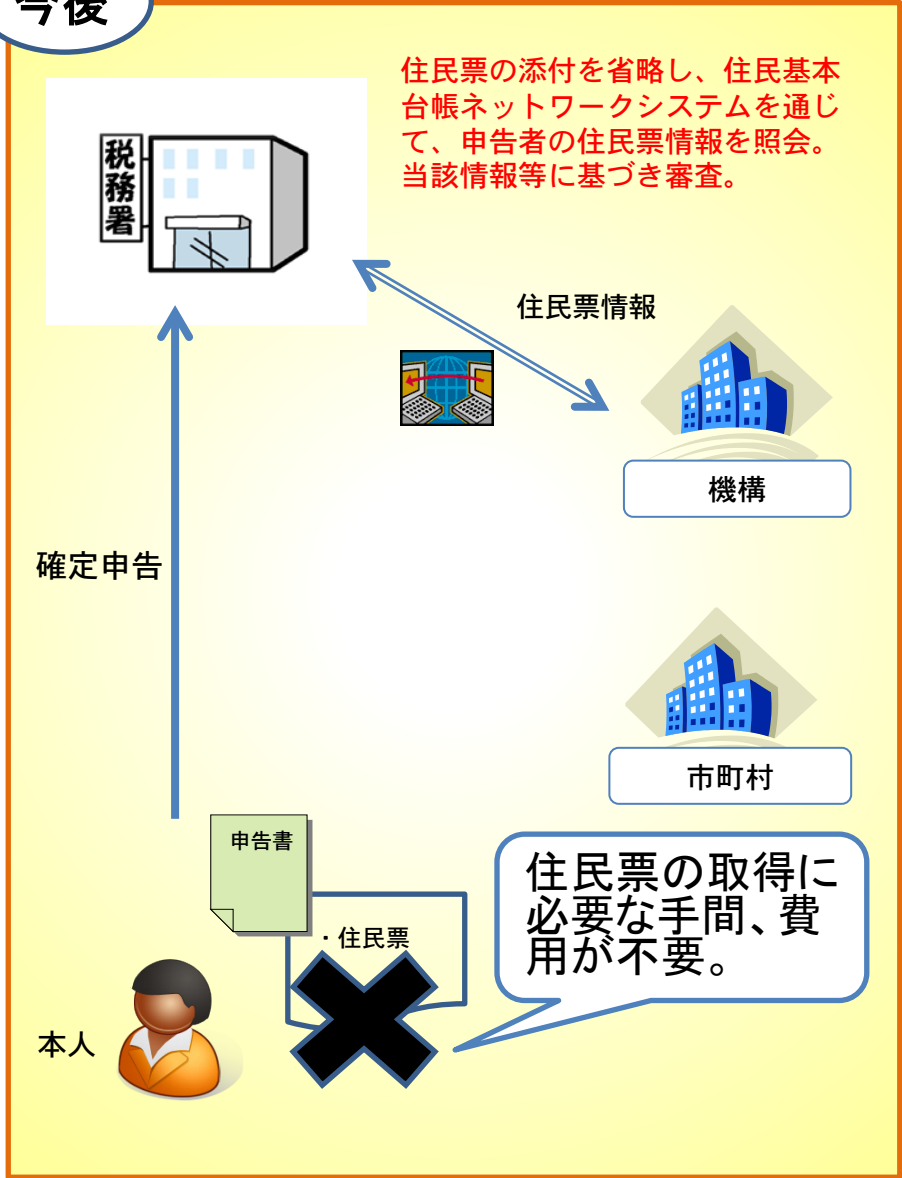
行政機関などへの手続を一度で済ませる機能 (附則第6条第6項第3号)

確定申告時の添付書類(住民票)の削減(イメージ)

現状



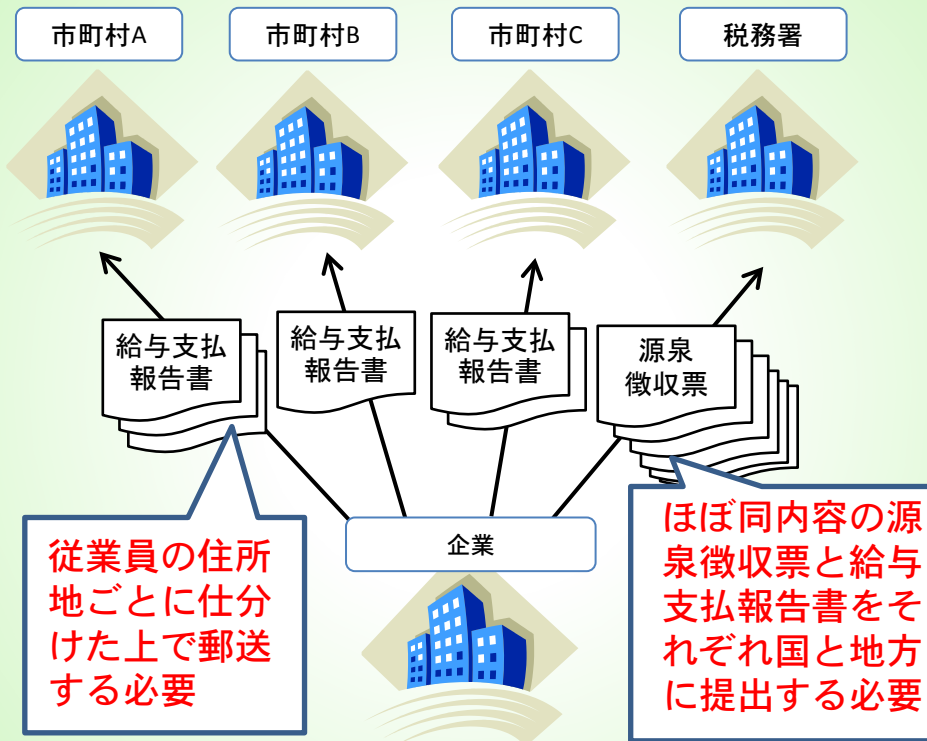
今後



- 企業は従業員の給与に係る源泉徴収票と給与支払報告書を税務署と従業員住所地の市町村にそれぞれ仕分けた上で郵送している。
- 源泉徴収票と給与支払報告書はほぼ同内容であることから、一種類の様式をエルタックス(地方税ポータル)に送信すれば、番号を活用して必要な提出先に自動的に振り分けて提出されるようにすることで、企業の事務負担を軽減する。

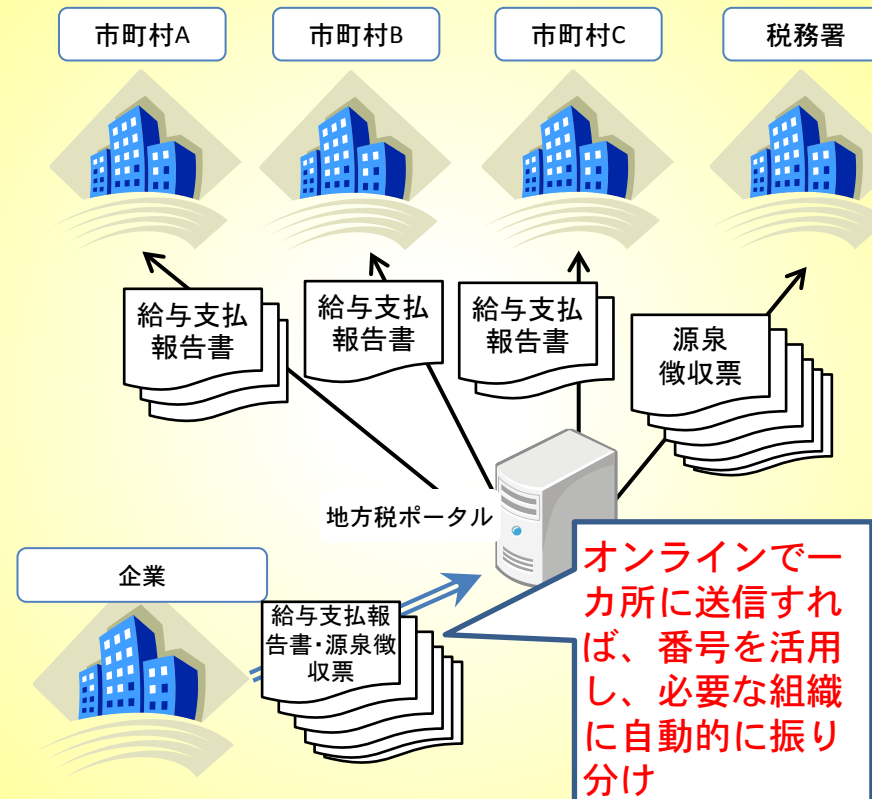
【上記のイメージ】

現状



※ 給与支払報告書については、現状でも、エルタックス(地方税ポータル)に送信すれば市町村ごとに自動で振り分けて送信される。

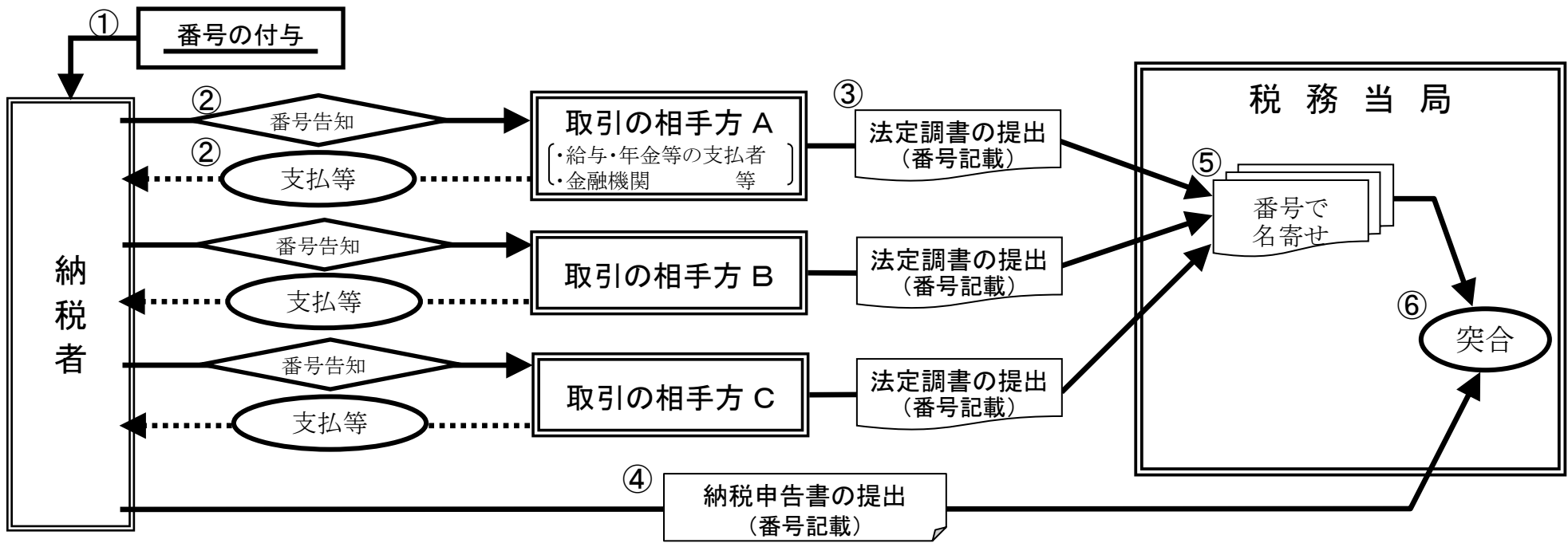
今後



「番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ

➤番号制度の導入により、法定調書の名寄せや納税申告書との突合がより効率的かつ正確に実施できるようになるため、法定調書により把握が可能な所得について、その把握の正確性が向上することが見込まれる。

➤例えば、転居や改姓した場合でも、番号により正確な名寄せが可能となる。



➤他方、例えば、事業所得や保有資産の把握には限界があり、番号制度導入後も、現行の法定調書だけでは全ての所得を把握することは困難。

➤適切な所得の把握を実現する観点から、今後、法定調書の拡充を検討する必要。

法定調書による所得、保有資産の把握

④関係

所得・資産の種類		国内		内外移転		国外			
		法定調書による把握状況	現行の法定調書(※1)	法定調書による把握状況	現行の法定調書	法定調書による把握状況	現行の法定調書		
所得	給与・年金所得	○	源泉徴収票	—					
	金融所得	△	配当等の支払調書、特定口座年間取引報告書等 〔個人が受ける利子は源泉分離課税のため、法定調書は提出されていない。〕						
	譲渡所得	△	不動産譲受対価、金地金譲渡対価等の支払調書 〔金地金以外の動産の譲渡対価については法定調書はない。〕						
	事業所得 (不動産所得)	使用報酬・	○					報酬・料金等の支払調書、不動産使用料等の支払調書	
他その		×							
資産	不動産	× (※2)		—		△	国外財産調書 〔国外財産調書提出義務者は本人〕		
	金融資産							△	国外送金等調書 〔国外送金等調書の対象は、金融機関を通じた送受金に限られている。〕
	動産							×	
人の移動、居住			—	×		—			

(※1) 主なものについて記載しており、一定の提出省略基準があることに留意。

(※2) 法定調書とは別に、納税者が所得税の申告に際して提出する財産債務明細書の制度がある。

(※3) OECDでは、金融資産について、居住地国における番号を付した情報の交換を含む自動的情報交換の国際標準の策定が進められている。

税務行政の課題と方向性(税務行政における番号制度の位置付け)

環境変化と課題

クロスボーダー取引・
電子商取引の拡大

消費税率の引上げ
相続税課税対象の拡大

共通番号制度導入
官民のICT化

定員事情

不正・租税回避の誘引が高まる分野
の増大(国際、富裕層、消費税、無申告)

ICT・番号制度導入による資料情報
分析機能の向上

実質的な調査事務量の低下

ハイリスク分野への
投下事務量を増加させる必要

番号導入効果を最大限享受できる
運営・制度への転換が必要

実地調査に過度に依存した
コンプライアンス維持活動の限界

方向性

情報機能(法定調書など情報収集権限)の充実

納税者のコンプライアンス・リスクに応じた執行

ハイリスク分野への調査重点化

自発的な適正申告を確保するための多様な方策

トータルとして抑止力・申告水準向上

コンプライアンス確保に向けた取組

国税庁では、実地による税務調査を適切に実施しつつ、実地による税務調査以外のコンプライアンス確保のための手法も積極的に取り入れた税務行政への転換を推進。

1 情報収集・分析機能の充実

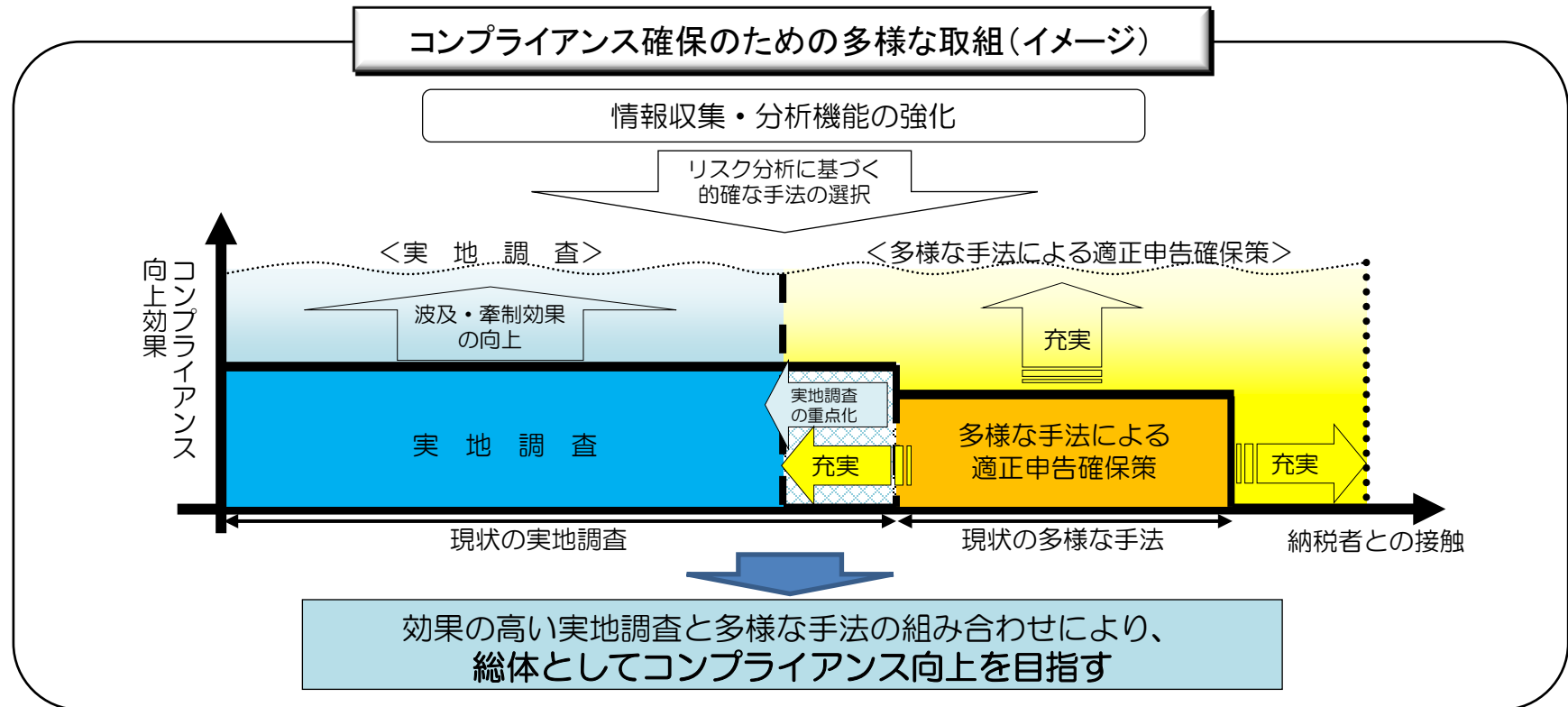
番号制度も活用して、法定資料などの課税上有効な資料情報をより適正かつ効率的に活用することができるよう、システム整備等を推進。

2 実地調査の重点化

不正などが発生しやすい分野やそれらを見逃した場合に全体のコンプライアンスに与える影響が大きい分野に調査事務量を重点的に配分。

3 自発的な適正申告を確保するための多様な手法の活用

実地調査以外の多様な手法を用いて、幅広い納税者に自発的な適正申告を促す取組を充実。



參考資料

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抄）

※未施行条文

（基本理念）

第三条 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。

一～四（略）

2 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

3～4（略）

（利用範囲）

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、…は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。(略)

2～5（略）

別表第一（第九条関係）

三十八 国税庁長官	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税(国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。)の減免、調査(犯則事件の調査を含む。)、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
-----------	---

附 則

（検討等）

第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用…を拡大すること…について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

2～4（略）

5 政府は、この法律の施行後一年を目途として、情報提供等記録開示システム…を設置するとともに、年齢、身体的な条件その他の情報提供等記録開示システムの利用を制約する要因にも配慮した上で、その活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

6～8（略）

○ 住民基本台帳法

（国の機関等への本人確認情報の提供）

第三十条の九 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたときは、…本人確認情報であつて…保存期間が経過していないもの…のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。ただし、個人番号については、当該別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

別表第一（第三十条の九、…関係）

四十四の二 国税庁	国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）その他の国税（同法第二条第一号に規定する国税をいう。以下この欄において同じ。）に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（同法第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
-----------	---

主要国における法定資料情報の概要(個人)

(2013年1月現在)

		日 本	アメリカ	イギリス(注3)	フランス
フ ロ ー	金融所得				
	・ 利子	×	○	○	○
	・ 配当	○	○	○	○
	・ 株式譲渡	○	○	○	○
	事業所得	×	×	×	×
	給与所得	○	○	○	○
	不動産譲渡	○	○	○	○
国内送金、預金の入出金	×	○	×	×	
海外送金	○	○	×	×	
					(但し、記録保存義務あり)
ス ト ック	金融資産(注1)				
	・ 預貯金口座開設	×	×	×	○
	・ 株式保有	×	×	○	×
	不動産	×	×	×	×
	貴金属	×	×	×	×
	海外資産(注2)	○	○	○	○

(備考) 1. 「法定資料」とは、基本的には金銭等の支払を行う第三者が取引の内容・支払金額等を記載して、税務当局に提出することが義務付けられている資料をいう。

2. 上記資料情報の有無は、主なものについて記載しており、一定の提出省略基準があることに留意。

- (注) 1. ストックの金融資産については、基本的にマネロン対策のための法律に基づき、口座開設時に本人確認及び同記録保存義務が金融機関に課されており、その情報を税務当局も利用することができる。また、各国とも、口座残高情報については法定資料の対象外。
2. 海外資産に関する資料は原則として納税者本人が提出。日本においては合計5千万円超の国外財産を有する者(国外財産調書制度(平成24年度改正))、アメリカにおいては一定金額以上の外国金融口座を有する者、フランスにおいては外国金融口座・外国生命保険契約を有する者が対象。
3. イギリスにおいては、法定資料の提出義務者は、税務当局の求めに応じて、法定資料を提出しなければならない。
4. ドイツにおいては、番号制度(税務番号)が2009年から導入されており、税務目的に利用されているところ。ただし、法定資料制度は原則として存在せず、これの代替的制度として、関係者の情報提供、官庁間の相互協力、裁判所及び連邦、自治体の諸官庁の課税情報の通知義務がある。また、マネーロンダリング法及び租税通則法上、預貯金口座開設及び株式保有に関し、記録保存義務がある。

(参考)	税務面での「番号」利用の有無	×⇒○(※1) 【改正案】	○	○(※2)	×
------	----------------	------------------	---	-------	---

※1. 社会保障・税番号制度を創設するための「番号法案」が平成25年通常国会に提出されている(平成28年1月利用開始予定)。

※2. イギリスにおいては、国民保険番号(National Insurance Number)が税務分野の一部で用いられている。